平成２４年（フ）第１４２８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄９丁目１番地ダブルーン301号
債務者　赤峰　雄策
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４３３号
福岡県宗像市宮田２丁目14番11―505号
債務者　白石　幸広
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４３５号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺３丁目10番25号
債務者　梶原　里美
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４４１号
福岡県筑紫野市石崎３丁目13番２号
債務者　久永　　剛
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４６２号
福岡市中央区渡辺通５丁目16番６―603号
債務者　荒武　賢治
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４６６号
福岡市南区井尻３丁目32番24号
債務者　石崎　尚啓
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２６号
北海道苫小牧市寿町１丁目３番22号　コーポ21―201号
債務者　大川　公藏
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１３０号
北海道苫小牧市字勇払132番地　公住１―105
債務者　門別　芳子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１８７号
茨城県結城郡八千代町大字東蕗田434番地１
債務者　鈴木　裕治
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１９７号
滋賀県東近江市猪子町119番地１、前住所滋賀県近江八幡市安土町下豊浦2904番地
債務者　江南　孝仁
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１１１号
滋賀県近江八幡市為心町上38番地１　103号
債務者　前田　真理（旧姓佐川・田川）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１３９号
滋賀県東近江市中小路町590番地５
債務者　中居　真弓
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６４３号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地21―104、住民票上の住所京都市伏見区竹田中川原町57番地24
債務者　川瀬　照美
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６４４号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地21―104、住民票上の住所京都市山科区西野後藤１番地43
債務者　川瀬　　緑
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７２５号
京都府向日市寺戸町北前田12番地の１　ビラキヨシ301号室
債務者　大江英里香
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８３５号
京都府八幡市八幡小松44番地の１　１―303
債務者　本多　哲也
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８３８号
京都市下京区七条新町東入夷之町723　ＣＡＳＡ　ＹＡＭＡＢＵＮⅡ801号室、住民票上の住所大阪府四条畷市南野２丁目９番51号
債務者　早川　由紀
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８４８号
京都市南区久世築山町13番地の２
債務者　粟津　達徳
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係